



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第781号 令和7年1月10日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
4	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
6	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
7	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
8	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
9	同	同
10	同	同
11	指定自立支援医療機関の名称の変更について届出があった件	同
12	指定自立支援医療機関がその指定を辞退した件	同
13	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
14	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
15	解除予定保安林に関する通知を受けた件	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 6	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	同
1 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 8	徳島県都市計画公聴会規則による公聴会を開催する件	都市計画課 まちづくり室
1 9	公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した件	港湾政策課

徳島県告示第四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設及び同表第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年一月十日から

令和七年一月三十一日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日		廃止の年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	年月日	年月日	年月日
合同会社ファースト	徳島市庄町五丁目八一番地の147	訪問介護はいさい	徳島市国府町早淵二四五番地二 橋本マンション二〇二	訪問介護	令和六年十月二十八日	令和六年十一月三十日			
特定非営利活動法人 つなぐ手たけのこ	阿南市羽ノ浦町宮倉太田三 四番地七	サポート手のひら	阿南市富岡町北通り三番地三 ガーデンハイツ阿南C 一〇一号室	同	同	同	同	同	同
特定非営利活動法人 さわやか徳島	板野郡藍住町東中富字龍池 傍示七六番地の七	さわやか徳島ヘルパーステーション	板野郡藍住町富吉字地神六〇番三	同	同	同	同	同	同
合同会社大樹	吉野川市山川町青木一〇五番地	訪問看護ステーション大樹	吉野川市鴨島町麻植塚一二五	訪問看護	同	同	同	同	同
特定非営利活動法人 さわやか徳島	板野郡藍住町東中富字龍池 傍示七六番地の七	さわやか徳島訪問看護ステーション	板野郡藍住町富吉字地神六〇番三	同	同	同	同	同	同

特定非営利活動法人 さわやか徳島	合同会社すきつぷ	吉野川市山川町堤外五番地 一七	あるくアンサンプル	吉野川市山川町堤外五番地 一七	通所介護	同 三十日 十月	同 月三十日 十一月
板野郡藍住町東中富字龍池 傍示七六番地の七			さわやか徳島デイサ ービスセンター	板野郡藍住町富吉字地神六 〇番三	同	同 十一 月七日	同 十二月 十日

徳島県告示第六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
合同会社大樹	大樹	吉野川市山川町青木一〇五番地	訪問看護ステーション大樹	吉野川市鴨島町麻植塚一二二五	訪問看護ステーション大樹	介護予防訪問看護	令和六年十月七日	令和六年十一月三十日
特定非営利活動法人さわやか徳島	さわやか徳島訪問看護ステーション	板野郡藍住町東中富字龍池傍示七六番地の七	さわやか徳島訪問看護ステーション	板野郡藍住町富吉字地神六〇番三	さわやか徳島訪問看護ステーション	同	同 十一月八日	同 十二月十日

徳島県告示第七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
株式会社ウイズ・ワイ	海部郡美波町日和佐浦二二番地三	アイ調剤薬局海部店	海部郡牟岐町大字中村字杉谷一八二番地一	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和六年五月一日
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号	アイン薬局中島田店	徳島市中島田町三丁目六〇一	同	同 同日 六月
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	レデイ薬局沖浜店	同 沖浜町南開三二三番地一	同	同
株式会社Zooファーマシー	大阪市北区万歳町三・一六 天満病院グループ梅田ビル	こあら薬局	同 名東町一丁目九一番	同	同 同日 七月
有限会社井上調剤薬局	徳島市南田宮二丁目一番六 六号ハイツ明日華	井上調剤薬局市場店	阿波市市場町香美字郷社本 二二〇番地一〇	同	同 同日 八月
株式会社徳島ベース	同 川内町大松八〇二番 地四	オプリージュ調剤薬局 佐古店	徳島市佐古八番町三・一四	同	同

株式会社三愛薬局	鳴門市撫養町南浜字東浜三六六番地二	三愛薬局大津支店	鳴門市大津町木津野字仲ノ越五一・一	同	同
株式会社ナーシーズ	徳島市丈六町丈領一七四番地の一四	きりん調剤薬局富岡店	阿南市富岡町東新町二二三番地	同	同 一日 九月
株式会社共生バックアップシステム	板野郡松茂町広島字北川向式ノ越九九・二	ハート調剤薬局鳴門店	鳴門市撫養町小桑島字前浜二二二番三	同	同 一日 十月
株式会社レイル	徳島市佐古六番町七・四	スマイル調剤薬局北佐古店	○ 徳島市北佐古二番町五・二	同	同
株式会社ウィズ・ワイ	海部郡美波町日和佐浦二二番地三	おおざと薬局阿南店	阿南市西路見町元村二二番地一	同	同
株式会社グランドプラス	徳島市助任橋四丁目八番地の一	すだち薬局上板店	板野郡上板町七條字山神二一・五	同	同 月一日 十一月
株式会社DTTメディカル	吉野川市鴨島町内原二五九番地	ごしよ調剤薬局	阿波市土成町吉田字原田市 の四 三二番六	同	同

徳島県告示第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一・一・三	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口一〇三番地	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和六年五月一日
同	同	同	同	育成医療（心臓脈管外科に関する医療） 更生医療（心臓脈管外科に関する医療）	同
社会医療法人川島会	徳島市北佐古一番町六番一	藍住川島クリニック	板野郡藍住町徳命字前須西九八番一	更生医療（腎臓に関する医療）	同 七月一日
医療法人慈友会	小松島市赤石町一四番二七号	ライフクリニック	小松島市赤石町一四番二七号	同	同 十一月一日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一・一・	徳島赤十字病院	小松島町字井利ノ	育成医療（耳鼻咽喉科）	同 十二月

医療法人杏寿会	医療法人小倉診療所	同	同	同	
八六・一 名西郡石井町石井字石井四	地 徳島市蔵本町二丁目二七番	同	同	同	三
形外科 医療法人杏寿会遠藤整	医療法人小倉診療所	同	同	同	
二六三・一 名西郡石井町石井字石井一	地 徳島市蔵本町二丁目二七番	同	同	同	口一〇三番地
更生医療（整形外科に 関する医療）	育成医療（腎臓に 関する医療） 更生医療（腎臓に 関する医療）	育成医療（腎移植に 関する医療） 更生医療（腎移植に 関する医療）	育成医療（形成外科に 関する医療） 更生医療（形成外科に 関する医療）	育成医療（整形外科に 関する医療） 更生医療（整形外科に 関する医療）	に関する医療） 更生医療（耳鼻咽喉科 に関する医療）
同	同	同	同	同	月一日

医療法人うずしお会	医療法人真樹会	医療法人天真歯科矯正 歯科	
八〇 鳴門市撫養町立岩字元地二	徳島市佐古七番町五番三号	小松島市小松島町字北浜三 六・二	
朝病院 医療法人うずしお会岩	医療法人真樹会宇高耳 鼻咽喉科医院	天真歯科矯正歯科	
八〇 鳴門市撫養町立岩字元地二	名西郡石井町石井字石井六 三五・二九	小松島市小松島町字北浜三 六・二	
更生医療（腎臓に関する医療）	育成医療（耳鼻咽喉科に関する医療） 更生医療（耳鼻咽喉科に関する医療）	育成医療（歯科矯正に関する医療） 更生医療（歯科矯正に関する医療）	関する医療）
同	同	同	

徳島県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社 Libra	名 称	指定自立支援医療機関の開設者
徳島市北田宮一丁目七・二 四山中ビルJ号室	所 在 地	
訪問看護ステーション りぶら	名 称	指定自立支援医療を行う訪問看護事業者
徳島市北田宮一丁目七・二 四山中ビルJ号室	所 在 地	
育成医療（訪問看護） 更生医療（訪問看護）	医 療 の 種 類	担 当 す る
令和六年十月 一日	年 月 日	指 定 更 新

徳島県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
やまもも薬局有限公司	阿南市富岡町滝ノ下一七・四	やまもも調剤薬局日赤	小松島市小松島町字井利ノ口一〇四Tビル	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和六年五月一日
有限公司 add	徳島市蔵本元町二丁目四〇番地七	ありす調剤薬局	徳島市蔵本町二丁目三〇番地一	同	同
株式会社アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池一七五番地三	アップル調剤薬局日赤店	小松島市小松島町字井利ノ口一〇四	同	同
同	同	アップル調剤薬局赤池店	阿南市那賀川町赤池一七五番地三	同	同
レリープ株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	トマト調剤薬局日赤店	小松島市小松島町字井利ノ口一〇四	同	同日 六月
株式会社エスエムエス クラス	同 南田宮二丁目八番一 号	ひかり薬局城東店	徳島市城東町一丁目八番二 五号	同	同

徳島県告示第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	変更
名称	所在地	旧	新	医療の種類	年月日
独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区東が丘二丁目五番二一号	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和六年四月一日
			板野郡板野町大寺字大向北一・一		

徳島県告示第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		西岡 すみ子
所在地		鳴門市大麻町板東字采女一 一・四
指定自立支援医療を行う薬局		西岡薬局
所在地		鳴門市大麻町板東字西山田 五一・五
担当する	医療の種類	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）
辞退	年月日	令和六年八月 三十一日

徳島県告示第十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年一月十日から同年五月十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ボジション	香川県高松市番町二丁目一七番一五号 ファ ロス第一ビル六階	平山 剛

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 MEGAドン・キホーテ徳島店

所在地 徳島市応神町古川戎子野四八番地の一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)ドン・キホーテ徳島応神町店

変更後 MEGAドン・キホーテ徳島店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ボジション	香川県高松市丸の内一一番二三号	平山 剛

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ボジション	香川県高松市番町二丁目一七番一五号 ファロス第一ビル六階	平山 剛

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号	大原 孝治

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号	吉田 直樹

4 変更年月日

3の(一) 令和元年九月二十七日

3の2) 令和三年三月二十二日
3の3) 令和元年九月二十五日

二 届出年月日

令和六年十二月二十三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年一月十日から同年五月十日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇、八五の一、字工ノキタ二二二の一、一三の一、二〇の一、二四、字ヲフウチ三〇の一、字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一九、一九の二、一二三の二、字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八、一七四の二、字本郷八、字南三七

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三好市東祖谷若林二二五の一九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第十六号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡牟岐町大字河内字にしかわまた一七四二の一、字西笹見一八三一、字はやまだに一七一九、字東笹見一八三〇の一、大字中村字清水一五四の四、一六〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字にしかわまた一七四二の一・字西笹見一八三一・字はやまだに一七一九・字東笹見一八三〇の一・字清水一五四の四・一六〇の四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課び牟岐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
200	蒲生田福井	阿南市椿町加茂前六〇番七地先から 同 三二番 六地先まで	旧	五・三了六・八	一〇三・二
		阿南市椿町加茂前六〇番七から 同 三二番 六地先まで	新	五・八了七・四	一〇三・二

徳島県告示第十八号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 日時 令和七年二月四日（火曜日）午後二時から
- 二 場所 阿南市富岡町あ王谷四六番地 徳島県南部総合県民局（阿南庁舎）本館
- 三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年一月二十九日（水曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

都市計画の種類及び名称	主 な 変 更 内 容
徳島東部計画道路一・三・二号 阿南鳴門線	阿南市福井町、新野町、橘町、桑野町、内原町、長生町及び下大野町で区域を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに阿南市都市整備部都市政策課及び建設部広域連携事業課

2 縦覧期間

令和七年一月十日（金曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八 六一 一二五六三）へすること。

徳島県告示第十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和七年一月十日

橘港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 後藤田 正 純

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 後藤田正純

4 代表者の住所 徳島市幸町一丁目三七番地

二 埋立区域

1 位置

A 区域 阿南市橘町豊浜三六番九の地先公有水面

2 区域 B 区域 阿南市橘町豊浜三六番九及び西浜一九五番の各地先公有水面

A 区域 次の各地点のうち、aの地点からmの地点までを順次に結んだ線及びmの地点とaの地点を結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（DLPラスー・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

aの地点 国土地理院橘四等三角点（北緯三三度五二分四〇秒一二三三、東経一三四度三八分二四秒五九〇八。以下「基点」という。）から一八五度二六分一五秒八一二・七三メートルの地点

iの地点 基点から二三八度二八分二一秒一・一一メートルの地点

jの地点 iの地点から三五二度三五分〇九秒五六・三メートルの地点

kの地点 jの地点から二六二度三五分〇九秒〇・五二メートルの地点

lの地点 kの地点から三五二度三五分〇九秒五・一九メートルの地点

mの地点 lの地点から八二度三八分二四秒一・五六メートルの地点

B 区域 次の各地点のうち、aの地点とbの地点、bの地点と9の地点を結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（DLPラスー・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線、9の地点とcの地点を結ぶ令和四年十一月九日付け徳島県指令運第四〇七六号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLPラスー・七〇メートル）、cの地点からiの地点までを順次に結んだ線及びaの地点とiの地点を結んだ線により囲まれた区域

aの地点 基点から一八五度二六分一五秒八一二・七三メートルの地点

bの地点 aの地点から一四六度四〇分二四秒一〇二・〇一メートルの地点

9の地点 bの地点から一四七度二一分五六秒五・三二メートルの地点

cの地点 9の地点から一四六度三四分五八秒一二・五七メートルの地点

dの地点 cの地点から二三六度四〇分〇秒一・五五メートルの地点

eの地点 dの地点から二三六度四〇分二一秒一〇・五九メートルの地点

fの地点 eの地点から五六度三九分三四秒〇・五九メートルの地点

gの地点 fの地点から三二六度三九分三四秒九・〇〇メートルの地点
hの地点 gの地点から二三六度三九分三四秒〇・〇七メートルの地点
iの地点 hの地点から三二六度三九分三四秒一〇〇・三五メートルの地点

3 面積

A区域 六五・七二平方メートル

B区域 一三四・六八平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成二十八年三月三十日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港第四〇一一号

四 竣功認可の年月日 令和六年十二月二十日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 阿南市